

(保 2 7)

令和 2 年 4 月 2 3 日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 本 吉 郎

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響による審査委員会の対応について
(その 2)

新型コロナウイルス感染症の影響による審査委員会の対応につきましては、令和 2 年 4 月 1 4 日付け (保 18) にてご連絡申し上げたところであります。

4 月 7 日に政府から 7 都府県に対して緊急事態宣言が発令されたことを受け、厚生労働省保険局は支払基金や国保連合会に対して、緊急事態を 1 か月で終えるためには、最低 7 割、極力 8 割の、人と人の接触削減を何としても実現するために、事業の継続が求められる事業者ではあるが、十分な感染防止策を講じつつ、業務を継続することを優先した上で、業務継続計画等を踏まえて可能な範囲で出勤者 7 割削減に取り組むよう要請をいたしました。

また、4 月 1 6 日には、緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大されたことに合わせ、特に重点的に感染拡大防止の取組を進めていく必要があるとして、1 3 都道府県を特定警戒都道府県と位置付けました。

これらのことを踏まえて、審査支払機関において 4 月受付の再審査請求の扱いについて検討がなされ、支払基金は 1 3 都道府県について、国保連合会では北海道、東京、福井について、「保留」と処理することとなりました。5 月以降の対応につきましては、今後の拡大状況や緊急事態宣言の取扱いを踏まえ検討することとなっておりますので、改めてご連絡申し上げます。

都道府県医師会におかれましては、支払基金支部や国保連合会と相談が行われていると存じます。また、地域によっては支払基金と国保連合会で対応が異なるところもある状況ではありますが、何か問題が生じたようなことがあれば、日本医師会にご報告いただきますようお願いいたします。